

明石市自治基本条例 検証報告書（素案）

明石市

2024年（令和6年）5月

もくじ

01	自治基本条例の検証にあたって	(1)
02	各制度の検証	(5)
1	市民参画制度	(6)
2	住民投票制度	(9)
3	協働のまちづくり制度	(11)
4	広報制度	(14)
5	情報公開制度	(17)
6	個人情報保護制度	(19)
7	総合計画制度	(21)
8	財政運営制度	(24)
9	政策法務制度	(26)
10	評価制度	(28)
11	行政改革制度	(31)
12	組織制度	(34)
13	行政手続制度	(36)
14	広聴制度	(38)
15	行政オンブズマン制度	(40)
16	法令遵守及び公益通報制度	(42)
17	危機管理制度	(44)
18	行政連携制度	(47)
03	参考資料	
1	明石市自治基本条例庁内検証会議 委員名簿	(50)
2	明石市自治基本条例	(51)

01 自治基本条例の検証にあたって

検証の目的と進め方

(1) 検証の目的

明石市自治基本条例（平成 22 年条例第 3 号）は、第 38 条において、市長は条例や条例に基づく制度が社会情勢に適合しているか等を市民参画の下、5 年ごとに検証を行うよう定めています。

前回検証（平成 29 年 3 月）から 7 年が経過し、コロナ禍の制限が緩和されている現状を鑑み、本年度より条例等の検証を、市民参画の下、実施するものです。

関係条項

（条例の検証及び見直し）

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

(2) 検証の進め方

検証項目	検証1 社会情勢との適合性 検証2 本市にとってのふさわしさ（独自性・必要性） 検証3 市政運営の基本原則との適合性
検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 検証シートを用いた評価 ● 1次評価者（所管課）、2次評価者（庁内検証会議）、3次評価者（市民検証会議）が、検証項目ごとに符号評価を行う。
検証スケジュール	① 所管課による1次評価 ② 1次評価を基に2次評価（庁内検証会議の開催 7回） ③ 1次評価および2次評価に対するパブリック・コメントの実施 ④ ③を踏まえて3次評価（市民検証会議の開催 7回程度） 予定 ⑤ 所管課へのフィードバックを行い、必要に応じて見直し



(3) 自治基本条例庁内検証会議の検討内容

回数	開催日	内 容
第1回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市自治基本条例について検証の進め方 ● 庁内照会（検証シート）の検討 など
第2回	令和5年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報制度（第21条） ● 情報公開制度（第21条） ● 個人情報保護制度（第22条） ● 広聴制度（第33条） ● 行政オンブズマン制度（第34条）
第3回	令和5年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画制度（第12・13・15条） ● 住民投票制度（第14条） ● 協働のまちづくり制度（第16～20条）
第4回	令和5年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織制度（第31条） ● 行政手続制度（第32条） ● 法令遵守及び公益通報制度（第35条） ● 政策法務制度（第28条） ● 住民投票制度②
第5回	令和6年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政運営制度（第27条） ● 評価制度（第29条） ● 行政改革制度（第30条） ● 住民投票制度③
第6回	令和6年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理制度（第36条） ● 総合計画制度（第26条） ● 行政連携制度（第37条） ● 住民投票制度④
第7回	令和6年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価シート（案）及び庁内検証報告書（案）の確認

(4) 検証シート

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称/ 自治基本条例の条	担当部署名
制度の目的 (細に/何を/どうする)	
関係条例等	
制度の取組状況 (主にH30年度以降の取組を記載)	
取組の成果/効果	取組の課題/制度に対する考え方

検証(3) 制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則 (自治「自己検証」で「一」も選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1. 効率と効果に基づき			
2. 公正で透明であること			
3. 効果的で効果的であること			
4. 国民も主体的に参加し、 意思決定にみよって評価を行うこと			

▶ 横断的検証(庁内検証会議)コメント

検証(1) 制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証

検証(2) 本市にみざわしい制度か

	自己検証	横断的検証	市民検証

02 各制度の検証

1 市民参画制度

【目的】 市民の市政への参画についての手続き等を定め、市民自治によるまちづくりに寄与すること。

関係条項

(市政への市民参画における市長等の責務)

第12条 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障する。

2 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めるものとする。

(市民参画の手法)

第13条 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いるものとする。

2 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表するものとする。

(条例に基づく市民参画の推進)

第15条 市民参画の手法、手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

【主な取組状況】

- ▶ 市の施策について各年度における市民参画手続の運用状況等を取りまとめ、公表している。
- ▶ 市民参画を推進するため、令和4年度に市の附属機関として明石市市民参画推進会議を設置し、答申に基づき条例改正を行った。

制度の取組状況について担当課からの意見

- 自治基本条例で市民を明石の自治を担う主体と位置づけ、市民自治によるまちづくりを推進する本市にとって、市民の市政への参画の機会を保障する制度は、その目的を実現するための根幹となるものである。また、社会情勢に応じ市民参画条例を改正するなど、本市にふさわしい基準も定めている。
- 明石市市民参画推進会議の答申を踏まえ、ジェンダー平等の推進やインクルーシブ社会の実現に寄与するため、審議会等委員の選任基準について、男女比がいずれも委員総数の4割を下回らないようにすること、10人ごとに1人以上は障害者の委員とすること等の条例改正を行った(令和5年4月1日施行)。今後は、条例の規定に基づいた適正な市民参画手続きの運用が求められる。
- 毎年、市民参画手続等を公表し、市民に広く周知した上で、市民参画手続の実施において、条例に規定された基準を達成していない場合は、その理由を公表することになっている。令和4年度は、市民参画推進会議にて、平成28年度以降の実施状況等について評価をいただいたが、同会議の開催については一定期間のブランクが生じた。

【参考】令和5年度以降の市民参画制度における取り組み状況について

1 市民参画に重点を置いた施策の推進

年	市政方針	組織体制	主な実績
令和5年度	職員訓示にて市政における判断基準を「市民」と位置づける	● 政策局に「市民とつながる課」を新設	<ul style="list-style-type: none"> ● まるちゃんポストの設置 【実績】令和5年5月1日～令和6年3月31日 総件数 <u>1,665</u> 件 ● タウンミーティングの開催（毎月） 【実績】令和5年5月～令和6年3月 12回開催、延べ <u>651</u> 人参加 ● ワークショップ手続の推進 【実績】6回開催、延べ <u>237</u> 人参加
令和6年度	「共創元年」と位置づけ、「対話と共創」をまちづくりの基本方針とする	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策局に「産官学共創課」を新設 ● ファシリテーション担当職員を2名採用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間提案制度の開始 ● 兵庫県立大学と包括連携協定を締結 ● 市民ファシリテーターの養成 ● まるちゃんポストの設置 【実績】令和6年4月1日～令和6年5月24日 総件数 <u>208</u> 件 ● タウンミーティングの開催（毎月） 【実績】令和6年4月1回開催、<u>52</u> 人参加 ● ワークショップ手続の推進 【実績】令和6年4月・5月 2回開催、延べ <u>85</u> 人参加

2 職員の意識改革

- 毎月の局部長会議における対話と共創のまちづくり等についての市長方針の浸透
- 新規採用職員、昇格時の各階層別研修における市長講話
- 職員改革セミナーの開催（令和5年度は4回開催）
- 市民参画条例の手続の周知・浸透のため、庁内通信紙の「サンカク」を定期的に発行（令和5年度は2回発行）

<各階層別研修での市長講話実績>

年度	対象者	受講者数
令和5年度	新規採用職員・新任係長・新任課長	134名
令和6年度	新規採用職員・新任主任・新任係長・新任課長	185名

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— ^(※1)	— ^(※1)	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	△ ^(※2)	△ ^(※2)	

(※1) → 本制度が参画に基づく制度そのものであるため、「—」と評価した。

(※2) → 市民参画推進会議の開催について一定期間のブランクが生じ、平成 28 年度以降の市民参画手続の実施状況等についての検証が遅れたため、「△」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画制度について、職員が理解・共有できるよう更なる周知に努めてほしい。また、SNSが急速に普及している社会情勢を踏まえ、パブコメを行う際の公表方法の基準について、SNSを市民参画条例第9条第4号に定める「その他市長等が必要と認める方法」として位置づけてはどうか。 ● 幅広い世代に多様な方法で情報発信できるように、効果的な方法の検討をしてほしい。
------------	--

2 住民投票制度

【目的】 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、直接市民にその賛否を問うこと。

関係条項

(住民投票)

第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。

2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

【主な取組状況】

平成 25 年 8 月	明石市住民投票条例検討委員会設置
平成 26 年 10 月	明石市住民投票条例検討委員会の答申 (定住外国人投票権：認める 必要署名数：8分の1)
平成 27 年 12 月議会	明石市住民投票条例提案 → 否決 (定住外国人投票権：認める 必要署名数：6分の1)
令和 2 年 3 月議会	明石市住民投票条例提案 → 否決 (定住外国人投票権：認めない 必要署名数：8分の1)
令和 3 年 9 月議会	明石市住民投票条例提案 → 否決 (定住外国人投票権：認めない 必要署名数：6分の1)

制度の取組状況について担当課からの意見

- 明石市自治基本条例第 14 条第 3 項において、住民投票に必要な手続は別に条例で定めると規定されていることから、3 度にわたり当該条例案を提案しているが、特定のテーマについて市議会で意見が分かれ、条例制定に至っていない。
- 地方分権が進展し、市民ニーズが多様化する中で、全国約 70 の自治体が住民投票条例を制定している。また、近隣では平成 30 年 11 月に丹波篠山市が、同市の住民投票条例に基づき市名変更について住民投票を行うなど、市民生活の根幹に関わるテーマについて、住民投票により市民の意見を反映させようとする動向もある。
- 住民投票は、1 人 1 人の市民の意思を確認することができることから、多様化する市民ニーズ

を的確に把握するために有効な制度である。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
— (※)	— (※)	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
— (※)	— (※)	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— (※)	— (※)	
2 公正で透明であること	— (※)	— (※)	
3 効果的で効率的であること	— (※)	— (※)	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	— (※)	— (※)	

(※) → 制度として確立していないため、「一」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証1	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度に対する考え方が多様であり、会議体として1つの答えを出すのが難しい。 ● 多様な意見を集約することの難しさが示された。 ● 符号評価が一致したとしても、その符号を選択した理由が異なる場合もあり、簡単に結論が出るものではない。
検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の意見や考え方が様々であることが、条例化に至っていない現状を示している。 ● 住民投票に至る場合には、その案件に関するだけでなく、その背景にある市政全般の運営方針や財政状況などの情報についても十分に周知するべき。

3 協働のまちづくり制度

【目的】 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造を目指す。

関係条項

(協働のまちづくりにおける市長等の責務)

第16条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。

3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

(地域コミュニティ)

第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。

2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

(協働のまちづくり推進組織)

第18条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力に努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。

3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

(協働のまちづくりの拠点)

第19条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。

(条例に基づく協働のまちづくりの推進)

第20条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。

【主な取組状況】

➤ 協働のまちづくり推進組織の認定校区数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
11 校区	14 校区	15 校区	15 校区	17 校区

➤ **協働のまちづくりのための基盤整備について**

意識啓発	地域における会議での支援、協働のまちづくり講演会(年1回)、新自治会長対象の新会長研修会(年1回)
人材育成	地域における会議での支援、防災懇談会(年1回)、28校区の会長による意見交換会(年3回程度)、地域事務局員対象の研修会(年1回)
情報の共有	明石市連合まちづくり協議会理事会での情報提供、協働のまちづくり推進組織運営手引きの配布、ホームページ「まちナビ AKASHI」の運用 等
場の提供	活動場所としてコミセン等の公共施設の場を提供(減免制度あり) 等

➤ **地縁団体(自治会・町内会)への支援について**

- ① 回覧等の委託費交付、 ② 補助金の交付(集会施設の整備・掲示板の設置等)、
- ③ ガイドブック・加入促進マニュアルの策定、 ④ 新会長研修会の開催 等

➤ **分野型市民活動団体への支援について**

- ①助成金の交付、②団体同士の交流会、③スキルアップセミナー(会計・広報)、④活動相談等

制度の取組状況について担当課からの意見

- 社会環境の変化、価値観の多様化などにより、子育て、防災、福祉など各分野において市民ニーズが多様化している。さらに、地域により、その課題や状況が異なるなど市民ニーズの個別化の傾向も著しくなっており、これまでの画一的な行政サービスだけでは対応できなくなっている。地域の課題を行政だけに頼るのではなく、地域の自発的な取組みによって解決しようとする機運も起こっており、これらの市民の力が新たなまちづくりの担い手として期待されている。
- コミュニティの希薄化が続く中、市民が主体となって多様な人が関わりながら住みよい・住み続けたいまちの姿を描き(協働のまちづくり推進計画の策定)、地域の課題解決に取り組む本制度の取組みは、自治会・町内会やPTA等の既存の地域コミュニティの枠組みを超えた人のつながりを作る点でふさわしい制度である。
- 令和9年度には、全小学校区の校区まちづくり組織が市の認定を受け、協働のまちづくり推進組織となる見込み。協働のまちづくり推進組織では、開放的・民主的な組織運営により多様な住民の参画が生まれ、関わる市民のシビックプライドが育まれている。そのため、学習支援事業や地域の居場所づくり事業、地区防災計画の策定など、多様な地域課題解決のための市民主体の取組みが生まれている。
- まちづくり計画書の策定過程において、住民アンケートや意見交換等の機会を通じて顕在的・潜在的な地域課題を発見し、地域の実状にあわせた取組みを効果的に展開することができる。また、協働のまちづくり推進組織が事業に紐づかない地域交付金を活用することで、効率的に地域の課題解決に取り組むことができる仕組みになっている。

- 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業が始まってから10年以上が経過し、現在では過半数の校区が認定組織になっている。そのため、外部有識者等に制度やこれまでの取組みについて検証していただき、地域交付金や支援の在り方、制度自体の見直し等を検討したい。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— ^(※)	— ^(※)	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

(※) → 本制度が協働に基づく制度そのものであるため、「—」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は古くから地域コミュニティに力を入れているが、中核市の規模で、市内全ての小学校区に地域の拠点となるコミセンを置き、地域主体の協働のまちづくりを進めていることは他市にない特徴であり、本市にふさわしい制度だと言える。
検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果・効率について、数字にしてしまうと自治会加入率の低下が目立ってしまうが、活動の中身に着目し、自治会を中心とした校区まちづくり組織が主体的に活動している事実を評価して良いのではないかと。 ● 地域交付金制度について、地域の実情に合わせて柔軟に展開できる運用は効果的である。今後は、制度内容や運用方法について、検証・見直しを行う機会を持ってほしい。 ● 自治会等の負担軽減となるよう、地域活動におけるデジタル化のサポートを担ってほしい。

4 広報制度

【目的】 行政の取り組みを広報あかしやホームページなどを通じて発信し、市民に市政への理解や関心を深めてもらい市政への参画を促すことを目的とする。

関係条項

(情報の共有における市長等の責務)

第21条 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならない。

【主な取組状況】

広報あかし	毎月2回発行 発行日/毎月1日、15日 年2～3回特別号を発行 発行部数/88,550部 【配布方法】 ①新聞折込 67,050部 ②シルバー人材センターによる戸別配布 13,600部 ③公共・民間施設での配布 7,900部 ④アプリによる配信 13,762件 ※ 視覚障害者向けの点字版や音訳版を発行
海峡のまち明石（明石ケーブルテレビ）	月2本制作 視聴可能世帯/51,074世帯
ホームページ管理運営	年間アクセス数/年間約2000万件（54,000件/日） あかし手話チャンネルを開設（令和2年より）
SNSによる配信	ツイッターやフェイスブック、インスタグラム等
報道機関への情報提供	市長会見や記者レク、資料提供（270件）

制度の取組状況について担当課からの意見

- 市民への説明責任や情報共有を果たしていくため、広報あかしやホームページ、SNS、記者提供を組み合わせるなどの工夫をしている。
- 広報アンケートなどの市民の声や社会情勢を踏まえ、制度の趣旨に鑑みた情報発信や情報共有を図っていると考える。今後も社会情勢を踏まえた効果的な情報発信を行う。
- 新型コロナウイルスに関する広報では、月2回発行のタブロイド判で、最新の情報をタイムリーに発信することができた。また、コロナ禍での情報保障という点から手話動画を開始したが、利用者から好評で現在も継続している。ホームページについては、即時性があることから、感染者情報、ワクチン情報など新型コロナに関するページの閲覧数が多く、一番多いときで1日23万件のアクセスがあった。

- 広報あかしの配布について、物価高騰や若者の活字離れなどにより新聞の購読者数が大幅に減っているが、新聞未購読世帯へは、無料で希望者へ戸別配布を行い、公平性を担保している。近年は公共施設のみならず、商業施設や医療機関などへ広報あかし設置の協力要請をしており、幅広く市民の手に行き渡る機会を拡充している。今後は戸別配布や、スマートフォンアプリでの閲覧を積極的に広報していきたい。また、SNS や動画を利用した広報活動も引き続き行い、幅広い層への市政情報の提供を行っていく。
- 広報あかしは、年間計画を作成し、より効果的な時期に市民に広報できるようスケジュールを組んでいる。また、広報アンケートでは、7割の方が「毎号・大体読む」と、読みやすさに関しては9割が「読みやすい・普通」と回答しており、引き続き分かりやすい読みやすい紙面作りを続けていく。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	△ ^(※)	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

(※) ➡ 現行のホームページは、パソコンで閲覧することを前提とした作りになっており、複雑で見にくいいため、より市民が閲覧しやすくなるよう改善を期待することから、「△」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証 1	<ul style="list-style-type: none">● 社会情勢の変化により、新聞購読者やケーブルテレビの視聴者が減少している。You Tube やインスタグラム等のSNSを活用し、幅広い世代に市政情報を発信する必要がある。
検証 2	<ul style="list-style-type: none">● コロナ禍において、手話動画を配信したり、ワクチン情報等の必要不可欠な情報に対して、「文字を大きく記載する、難しい文字にはルビを入れる」などのきめ細かい配慮を施した点は、本市の「誰にもやさしいまちづくり」にふさわしい取組であったと言える。
検証 3	<ul style="list-style-type: none">● 広報あかしについて、新聞未購読世帯へは戸別配布等を実施しているが、より多くの市民に公正で透明な情報を届けるため、到達率を向上させて欲しい。また、広報あかしを「届ける」だけでなく、「見てもらう」ための工夫も必要である。● 現行のホームページのページ数が多く、メニューなども多岐に渡るため、より効果的かつ効率的に市民が閲覧できるよう、リニューアル作業を進めて欲しい。また、パソコンで閲覧することを前提とした作りになっているため、操作性やデザイン性に優れたスマホ対応の検討もして欲しい。

5 情報公開制度

【目的】 市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、公正で透明な市政を推進し、市政への市民の信頼と理解を深める。

関係条項

(情報の共有における市長等の責務)

第21条

2 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならない。

【主な取組状況】

1 公文書公開請求件数及び処理状況

	請求	決定	公開		
			公開	部分公開	非公開
平成 30 年度	173 件	194 件	37 件	137 件	20 件
令和元年度	221 件	247 件	76 件	144 件	27 件
令和 2 年度	190 件	190 件	64 件	101 件	25 件
令和 3 年度	196 件	224 件	52 件	136 件	36 件
令和 4 年度	199 件	202 件	53 件	114 件	35 件

2 市政情報の提供等

	全体	相談案内	閲覧	DVD 貸出	コピー	刊行物販売
平成 30 年度	2,334 件	523 件	440 件	11 件	1,348 件	12 件
令和元年度	2,342 件	528 件	672 件	7 件	1,102 件	33 件
令和 2 年度	2,057 件	541 件	317 件	30 件	1,151 件	18 件
令和 3 年度	2,736 件	599 件	1,009 件	12 件	1,115 件	1 件
令和 4 年度	2,311 件	456 件	883 件	5 件	964 件	3 件

制度の取組状況について担当課からの意見

- 市民の知る権利が尊重され、公文書の公開制度の円滑な運用を進めるとともに、市政情報の提供に努めていることにより、市政への信頼と理解が深まっている。
- 市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、個人情報の保護に留意したうえで、公文書の公開制度の円滑な運用とともに、市政に関する情報が迅速かつ容易に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を公表又は提供する施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくことが必要である。

- 公文書公開請求により、市民が知りたい市政情報の把握ができ、市政に関する情報を公表又は提供する施策の整備拡充に反映されている。
- 明石市情報公開条例を定め、公文書公開等の手続きをホームページで公表している。
- 情報公開制度の運用は条例に基づき実施しており、毎年、運用状況を明石市情報公開審査会に報告するとともにホームページで公表している。実施結果については評価していない。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	△ ^(※)	○	

(※) → 実施結果について評価をしていない点をもって、「△」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施結果の評価について、明石市情報公開審査会へ報告し、意見をいただくことで、第三者からの客観的評価を行っていると考えられる。
------------	--

6 個人情報保護制度

【目的】 個人情報の取扱いについて定め、個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の公正で適正な運営を確保する。

関係条項

(個人情報の保護)

第22条 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護しなければならない。

【主な取組状況】

個人情報開示請求件数及び処理状況

	請求	決定	処理状況		
			開示	部分開示	不開示
平成30年度	166件	173件	108件	41件	24件
令和元年度	196件	195件	122件	55件	18件
令和2年度	238件	250件	150件	56件	44件
令和3年度	170件	176件	114件	44件	18件
令和4年度	167件	165件	108件	38件	19件

制度の取組状況について担当課からの意見

- 個人情報を適正に取り扱い、個人情報の開示等の請求が適切に行われている。引き続き、自己の保有個人情報の開示等の請求が適切に行われるよう努める。
- 市が保有する個人情報ファイルについて、その概要と利用目的を記載した個人情報ファイル簿を市ホームページに公表することにより、市民が個人情報の利用実態を把握できる。
- 令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律の下、個人情報保護制度の取扱いについて一元化されたことに伴い、自治基本条例の個人情報の保護に関する規定の見直しを検討する必要がある。
- 個人情報保護制度の運用は法令に基づき実施しており、毎年、運用状況を明石市個人情報保護審議会に報告するとともにホームページで公表している。実施結果についての評価は行っていない。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
△ ^(※1)	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	△ ^(※2)	○	

(※1) → 個人情報の取扱根拠が条例から法律へと移行したことを鑑み、「△」と評価した。

(※2) → 実施結果について評価をしていない点をもって、「△」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証1	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の取扱根拠が条例から法律へと移行した後も、本市の個人情報の取扱いに大きな違いがないのだから、規定の見直しの必要はないのではないか。
検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施結果の評価について、毎年、運用状況を明石市個人情報保護審議会へ報告し、意見をいただくことで、第三者からの客観的評価を行っていると考えられる。

7 総合計画制度

【目的】 まちづくりの基本方針となる総合計画を市民参画の下で定め、もって市政を総合的かつ計画的に運営していくとともに参画と協働によるまちづくりに寄与すること。

関係条項

(総合計画等)

- 第 26 条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。
- 2 市長は、市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定めるものとする。
- 3 市長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等をできる限り数値で示すものとする。
- 4 市長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、適切な進行管理を行い、検証及び評価をし、必要に応じ見直しを行うものとする。
- 5 予算編成等の財政運営、評価、行政改革、組織編成等は、総合計画等と調整を図りながら行われなければならない。

【主な取組状況】

1 第 5 次長期総合計画(H23～R3 年度)の推進

- (1) 目指すまちの姿「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」
R2 年度の目標人口おおむね 29 万人
- (2) 推進状況の検証
人口動向やまちの愛着度・住みやすさ・定住意向に関する市民意識の分析
戦略計画の 5 つの柱ごとの取組実績・参考指標の整理
長期総合計画推進会議(H30、R1 年度 各 1 回)での評価など

2 あかし SDGs 推進計画(第 6 次長期総合計画)(R4～R12 年度)の策定・推進

- (1) 2030 年のあるべき姿
「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」
2030 年度の目標 「住みやすいと思う人の割合 100%、人口 30 万人」
- (2) あかし SDGs 前期戦略計画(R4～R7 年度)
優先的に取り組む施策、数値目標・KPI を設定
※同計画を国のまち・ひと・しごと創生法に基づく明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期)に位置づけ

(3) 進行管理

あかし SDGs 推進審議会(R4 年度 1 回) など市民参画を確保しながら、数値目標や KPI 等を基に検証し、次年度以降の実行計画に反映

制度の取組状況について担当課からの意見

- 総合計画は、まちづくりを総合的・計画的に推進するための指針となる計画であり、これまで「住みたい、住み続けたい」と思われる特色あるまちづくりを推進してきた。第 5 次長期総合計画では、まちづくり戦略を「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」として、こどもを核としたまちづくりを推進してきた結果、人口が 30 万人に達し、第 5 次長期総合計画の「おおむね 29 万人」の目標を達成した。また、住みやすいと思う人の割合は、H24 年 83.7% から R1 年 91.2% へと増加しており、着実に成果が表れている。
- あかし SDGs 推進計画を学識経験者や公募市民などで構成されるあかし SDGs 推進審議会、タウンミーティングや子育てモニター・高齢者大学での市長懇談会の開催、市民意見箱の設置、あかし未来図会議の開催などの多様な市民参画のもと策定した。
- あかし SDGs 推進計画では、SDGs をまちづくりの基軸とした「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を 2030 年のあるべき姿として定めた。今後も計画に基づいて、暮らしの質を重視したまちづくりを加速させ、市民満足度を更に高めるなど、引き続き明石らしい特色あるまちづくりを推進していく。
- 社会経済情勢の変化が激しい中、計画期間が 10 年間に及ぶ長期総合計画で個別の事業を位置づけることは難しい。今後も計画の実効性を確保するため、あかし SDGs 推進計画では、将来ビジョン(まちづくり基本方針)のみを定め、前期戦略計画で個別計画との整合を図りながら、優先的に取り組む施策を定めている。また、毎年度、取組の方針と具体的に実施する事務事業を定めた実行計画を策定していく。

検証結果

【検証 1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

庁内検証会議からの主な意見

検証 1	<ul style="list-style-type: none">● 時代の変化が速まっていることもあり、総合計画のあり方を検討する必要がある。以前のように分厚い計画書を作成し、その計画に基づいて動くのではなく、状況に応じて柔軟な対応を行えるよう、施策の方針を示すにとどめるケースもある。
-------------	---

8 財政運営制度

【目的】 財政運営に当たっての基本的な考え方を定め、健全で計画的な財政運営を行うことにより、よりよい公共サービスを受けることができる市政運営の実現に寄与すること。

関係条項

(財政)

第 27 条 市長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。

2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【主な取組状況】

➤ 計画的な財政運営等について (第 26 条第 5 項、第 27 条第 1 項)

財政運営や予算編成に当たっては、毎年、予算編成方針を定め施策の方向性をあらかじめ明確にすることであかし SDGs 推進計画の推進を図りながら、財政健全化推進計画の目標達成に向け、市役所内部の経費の削減や事務事業の見直し、公有財産の有効活用、市税等の歳入確保など財政健全化に向けた取組を進めてきた。

➤ 健全で持続可能な財政運営について (第 27 条第 2 項)

市役所内部の経費削減及び事務事業の見直し	市有施設の包括管理、公共施設の照明 LED 化、電力ガスの一括調達などの経費の削減、指定管理者制度導入をはじめ、民間事業者の専門性やノウハウを活かした市民サービスの向上
市有財産の有効活用	JT 跡地やあかねが丘学園跡地など土地や建物の売却、魚住清掃工場跡地の有効活用 (西部中学校給食センター等)、未活用市有地の貸付
市税等収納率の向上	債権徴収体制の強化、納付環境の整備
人口増加を目指す取組	「こどもを核としたまちづくり」を戦略の柱と位置付け、5 つの無料化など子育て支援策を積極的に展開

➤ 財政情報の公表について (第 27 条第 3 項)

広報あかしによる財政情報の公表をはじめ、市議会に提出した予算・決算関連資料、全事業に渡る予算事業説明シート、事務事業点検シートのみならず、簡単な決算説明資料や財政状況資料集など財政状況を把握できる詳細な資料を公表した。

制度の取組状況について担当課からの意見

- 計画的な財政運営及び健全で持続可能な財政運営について、あかし SDGs 推進計画の推進を図りながら、その個別計画である財政健全化推進計画（H26～R5）に基づく取組により、中長期的に収支は均衡した財政運営を行った。
- 財政情報の公表について、令和 6 年度に作成する「(仮称) みんなでつくる財政白書」において財政状況や財政運営上の課題をはじめ、経年変化や他都市との比較を図や表などを用い、簡潔な文書により、だれもが理解しやすい内容となるよう工夫する。また、老朽化した公共施設の維持更新費用の増大に対応するための公共施設配置適正化計画についても更新(次期計画の策定)を予定している。
- あかし SDGs 推進計画に沿って、施策の方向性を明確にした予算編成方針を毎年定めるとともに、「方針協議」において新年度に向けた重要課題について早期に庁内協議を行い、部署や事業ごとに方向性の食い違いが生じない、市全体として統一感のある明石らしい予算編成を行うよう努めている。

検証結果

【検証 1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

庁内検証会議からの主な意見

検証 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政健全化推進計画は、主要施設の包括管理や徴収体制強化の環境の整備等について記載があり、公共施設老朽化等の全国的な問題、社会的な問題に対応する計画だと言える。財政白書へ移行後も、引き続き財政運営の方針に基づいた財政運営を行ってほしい。
-------------	---

9 政策法務制度

【目的】 自治解釈権や自治立法を有効に活用し、地域の実情にあった政策作りを推進する。

関係条項

(政策法務)

第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。

2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかなければならない。

【主な取組状況】

- 新しい政策の実現に当たり、法の専門家である弁護士職員の支援のもと、自治立法権に基づく自主的な条例づくりを行っている。
- 弁護士職員による法務の諸課題に対する相談支援体制を整備している。また、法務能力向上のための研修を実施し、職員が適法かつ合理的な政策立案を行えるように努めている。

【弁護士職員】 令和5年4月1日時点 8名

(政策局3名、総務局1名、福祉局1名、こども局2名、教育委員会事務局1名)

【庁内法律相談件数】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,152件	1,312件	1,508件	1,108件	1,172件

制度の取組状況について担当課からの意見

- 本市の実情に見合った適切な政策を実現するため、自治立法権を有効に活用し、様々な独自条例を制定している。明石の海域における水上オートバイによる危険行為に対し、他市において先例のない懲役刑を含めた規制強化のための条例制定を行ったのは、その一例である。
- 条例の施行状況や社会情勢の推移等を勘案し、それぞれに応じた的確な方策を実行するため、計画的に条例を評価し、及び見直しを検討している。
- 政策に対する市民の関心及び市民に与える影響を勘案し、意見公募手続等により参画の機会を確保している。
- 法務能力の向上の研修の成果目標として、自治体法務検定の団体受験により、受験した職員が全国平均点以上を獲得することとしているが、期待通りの成果が得られていない。今後は、職員の法務能力向上に結び付けるための研修形態を変更し、実務に直結した事例演習等を盛り込んだ新たな研修を導入する。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

庁内検証会議からの主な意見

検証3	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、時勢に応じた条例の評価や見直しを行ってほしい。
-----	--

10 評価制度

【目的】 行政運営のあり方を評価し、フィードバックすることで適時改善を図る。

関係条項

(評価)

第 29 条 市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めなければならない。

3 評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。

【主な取組状況】

➤ 事務事業総点検の実施

全事務事業にわたる自律的・継続的な改善を目的とした市事業担当部署による自己評価

➤ 新年度予算に向けた方針協議

新年度予算に向け主要事業、新事業について、これまでの評価や課題を踏まえ早期に今後の方向性を判断するため市長までの協議を行う。政策担当の部署が取りまとめ、法務、財務の専門部署のチェックも入る。

➤ 財政健全化推進協議会

市全体の施策・事業について、市と市議会が対等の立場で幅広い観点から総合的に議論する協議会。委員は副議長、市議会各会派代表者、副市長及び関係局部長（R2以降はコロナ禍に伴い休止）

➤ 財政健全化推進市民会議

財政健全化、事務事業の見直し、施設配置の適正化等について市民参画のもとに検討する会議。委員は学識経験者、公募市民、関係団体代表等（R1以降はコロナ禍の影響もあり休止）

➤ 各種行政計画に係る審議会等

市の各種個別計画の策定や検証にあたり設置される審議会等

➤ 内部監査の実施

予算執行や契約等の財務会計事務の定期監査及び準公金取扱事務などに関する監査委員による行政監査

➤ 包括外部監査の実施（中核市移行に伴い H30 から実施義務あり）

外部監査員により実施される市行政事務全般に係る監査

監査テーマ		令和 2 年度	水道事業に関する事務の執行
平成 30 年度	指定管理者に関する事務執行	令和 3 年度	公有財産等の財産管理に係る事務執行
令和元年度	委託契約に関する事務の執行	令和 4 年度	下水道事業に関する財務事務の執行

➤ このほか、市議会による本会議や委員会における質問等の行政チェック機能についても、広義の評価制度にも位置付けられると考える。

制度の取組状況について担当課からの意見

- 多様な行政の活動に関して、評価しフィードバックする機能については、事務事業の総点検の実施や新年度予算に向けた方針協議等の多くの取組が行われている。
- 事務事業点検シートは、市議会の決算審査において、主要施策の成果報告書以上に活用される審査に欠かせない資料となっている。また、方針協議は少しずつ形を変えながら10年以上継続しており、新年度の予算編成において、部署や事業ごとに方向性の食い違いを防ぎ、市全体として統一感を高めるために欠かせないプロセスとなっている。一方で、その位置付けや役割分担については一部重複している部分もあり、必ずしも効率的・効果的とはいえない面はある。
- 平成30年度より実施している包括外部監査については、毎年度に監査テーマを定めることで、監査対象となる事務事業について重点的、計画的に監査することができている。
- 市民参画の下での事務事業等の検証・評価については、財政健全化推進協議会、財政健全化推進市民会議において行ってきたがコロナ禍の影響もあり休止となっている。今後予定している「(仮称) みんなでつくる財政白書」の作成及び公共施設配置適正化計画の更新に併せて、あらためてどのような形がよいか検討したうえで、評価の場を作っていく予定である。財政白書の作成においては、公募市民を含めた審議会やタウンミーティング、意見公募など市民参画条例の規定に従って進めていく予定である。
- 評価制度については、令和5年4月13日付で、総務省行政評価局が「政策評価制度の見直しについて」の方針を示しており、これを受けて本市評価制度も固定的で画一的なものではなく、時代に適した柔軟で施策の質の向上に資する評価制度であるよう努めていく必要がある。
- 自治基本条例第29条第3項において、「評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。」とされているが、条例化により柔軟性がなくなる懸念は前回の検証委員会でも一部委員から指摘があり、また上記、総務省の方針を踏まえた社会情勢からしても、条例化が本当に必要か改めて検討が必要な時期であると考えます。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

庁内検証会議からの主な意見

検証1	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価制度の条例化については、メリット・デメリット双方が考えられる。担当課で、その時々の方え方や政治状況を考慮した上で、評価の仕組みや運用の仕方等を検討してほしい。
検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政白書を作成していく中で、しっかりと市民の意見を聞く機会を設けてほしい。

11 行政改革制度

【目的】 市民への行政サービスをより良く実行するため、行政運営のあり方を時代に応じたものに変えていくこと。

関係条項

(行政改革)

第 30 条 市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。

2 市長等は、質の高い、効果的で効率的な市民サービスを行うため、行政改革の推進に取り組まなければならない。

【主な取組状況】

➤ **財政健全化推進計画の進捗管理** (H26 年度～R5 年度)

➤ **計画目標の達成状況**

- ・ 10 年間での収支均衡 (一般財源ベース) → 令和 5 年度末で収支は均衡
- ・ 令和 5 年度末の基金残高 70 億円の確保 → 令和 5 年度末で基金残高 70 億円を確保

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
115 億円	110 億円	112 億円	120 億円	119 億円	105 億円

➤ **市有施設の包括管理**

- ・ 第 1 期 H30～R4 132 施設から 168 施設まで拡大 第 2 期 R5～ 170 施設
(△0.5 億円/年：施設所管課職員 7 名減(職員の適正配置))

➤ **公共施設の照明 LED 化**

- ・ 道路・公園(△0.6 億円/年 道路 H28～ 公園 R3～)
- ・ 教育施設(△0.8 億円/年 R4～)
- ・ 本庁舎を除く庁舎・指定管理・消防施設(△1 億円/年 R5～)

➤ **複数施設の電力、ガスの一括入札により電力等使用料を削減**

- ・ 電気 H29～R3：△7 億円、ガス H30～R3：△1 億円

➤ **民間委託の推進**

- ・ 給食調理業務、ごみ収集、水道・下水道包括管理、卸売市場、ゆりかご園、斎場、あかしユニバーサル歯科診療所で委託・指定管理を導入・拡大

➤ **人件費(正規・任期付・再任用・臨時等職員)の削減**

- ・ H25：222 億円⇒ R4：212 億円(△10 億円)

(中核市移行に伴う増員数、人件費を除く)

※正規職員数は、H25：1,995 人⇒ R4：1,779 人(△216 人)

➤ **職員手当の見直し(地域、住居、特勤、退職、時間外等)**

- ・ 削減総額 H26～R4：△56 億円

制度の取組状況について担当課からの意見

- 行政改革は、時機に応じた課題に対する改善を繰り返し、行政運営の質及び市民サービスの向上を目指す取組であり、ある意味でゴールのない永遠の課題ともいえる。その中で近年、公共施設の老朽化への対応と DX の取組が全国の自治体に共通の大きな課題となっている。
- 公共施設の老朽化については、財政健全化推進計画、公共施設配置適正化計画に基づき、計画的に取組を進めている。また、DX に関しては、R4 に行政 DX 推進方針を策定し、本格的な取組を開始したところである。
- 財政健全化推進計画には、第 5 次長期総合計画の個別計画との位置づけを計画中に明記するとともに、計画の基本方針の一部に、第 5 次長期総合計画の戦略の考え方を反映しており、自治基本条例第 26 条第 5 項の内容に適合している。
- 財政健全化推進計画は、持続可能な財政構造の構築を目指す計画であり、これに向けて、指定管理者制度や業務委託の推進、事務効率の向上、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応したサービスの見直し等に取り組むこととしており、自治基本条例第 30 条の内容に適合している。
- 財政健全化推進計画が令和 5 年度に完了するため、これまでの成果の報告を令和 5 年 9 月議会で行った。また令和 6 年度に「(仮称) みんなでつくる財政白書」の策定を予定しているが、白書には今後の収支見込みや財政運営の目標・方針等、実質的に財政健全化推進計画を引き継ぐ内容を盛り込むこととしている。

検証結果

【検証 1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

庁内検証会議からの主な意見

検証 1	<ul style="list-style-type: none">● DXは、初期投資は必要であるが、行政改革の有効な手段のひとつなので、行政DX推進方針に沿って着実に進めてもらいたい。
検証 2	<ul style="list-style-type: none">● 市有施設の包括管理やLED化等、市内部の経費削減は他市より先進的に行っており、効果が高かった点については評価できる。取組の結果、収支均衡であること、基金残高70億円確保が達成できている。● 人口減少、公共施設の老朽化等の課題を避けて通れない。財政健全化推進計画の「事務事業の見直し」についても、費用対効果を踏まえた見直しを検討していく必要がある。

12 組織制度

【目的】 行政需要の変化に適切かつ迅速に対応し、政策課題を着実に解決できるようにする。

関係条項

(組織)

第31条 市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。

【主な取組状況】

➤ 毎年4月に組織改正を実施

平成30年度	中核市移行に伴うあかし保健所、あかし動物センターの設置など
令和元年度	すべての人にやさしいまちを目指し、こども局の新設、明石こどもセンターの設置、地域共生社会室の設置など
令和2年度	SDGs 未来安心都市の創造に向け、SDGs 推進室、本のまち推進室、プロジェクト推進室への再編など
令和3年度	新型コロナウイルス感染対策のため、感染対策統括室の設置など
令和4年度	行政デジタル化推進のため、デジタル推進課の設置、脱炭素社会の実現に向けた環境創造課の設置など

➤ 4月だけでなく、適時に必要な体制を整備

令和元年度	1月に豊かな海づくり室を設置
令和2年度	4月に感染対策局（安全統括室、広報相談室）を設置、1月に施設整備・人材育成室を設置、2月にコロナワクチン対策室を設置
令和3年度	10月に豊かで安全な海づくり推進室を設置

制度の取組状況について担当課からの意見

- 施策の推進方針や予算編成に対応した組織体制の整備を行うことで、効率的で効果的な市政運営を進めた。引き続き、行政需要の変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、市長・副市長、各局との協議調整を十分に行い、柔軟な組織体制の整備に努める。
- 組織改正の趣旨や内容について、市議会や記者に資料提供するとともに、広報あかしや市ホームページのほか、新聞記事などを通じて広くお知らせしている。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— ^(※1)	— ^(※1)	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	— ^(※2)	— ^(※2)	

(※1) → 本制度に馴染まないため、「—」と評価した。

(※2) → 本制度に馴染まないため、「—」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 室だけ、課と担当、係の有無など、色々な形態の組織が混在していて分かりにくくなっている一面があるので、担当制に移行したことによる効果検証等をしっかりと行ってほしい。
------------	---

13 行政手続制度

【目的】 市民の権利利益の保護に資するよう、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

関係条項

(行政手続)

第32条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

【主な取組状況】

- ▶ 法に基づく制度として、行政処分に不服がある市民に対する審査請求、訴訟といった権利救済の手続がある。
審査請求については、計 32 件の請求があった（H30~R4）。処分庁（担当課）以外の職員を審理員に選任し審査を行った。
なお、裁決にあたり、審査の妥当性について、外部の有識者で構成する行政不服審査会に諮問するケースが計 16 件あった（H30~R4）。
- ▶ 明石市行政手続条例において、行政処分に関する審査基準や標準処理期間の設定、不利益処分に対する理由の提示規則等の制定・改廃の際の意見公募手続の実施などについて規定している。令和 4 年度に庁内通信「コンプライアンス通信」のテーマとして「行政手続制度」を掲げ、連載を行った。

制度の取組状況について担当課からの意見

- 審査請求や行政不服審査会について、適正に運用することにより、客観性を担保し、市民の権利利益の保護が図られた。また、制度について職員への周知、助言指導してきたことにより、行政手続の重要性についての理解促進、意識の向上を図った。
- 近年、全国の自治体における審査請求や訴訟において、処分そのものの違法性のみならず、手続の瑕疵を問うものが増加傾向にある。庁内通信において行政手続の重要性について周知を行うなど、職員の意識向上を図っている。
- 本制度自体が、公正の確保と透明性の向上を目的としており、制度に基づく適正な運用を行っている。また、客観的な視点から審査するシステムとして機能しており、市民の権利利益の保護が図られている。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— ^(※1)	— ^(※1)	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	— ^(※2)	— ^(※2)	

(※1) → 本制度に馴染まないため、「—」と評価した。

(※2) → 本制度に馴染まないため、「—」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証1	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続制度等の「コンプライアンス通信」については、分かりやすく記載されていた。 ● 部署によっては、職員の行政手続制度への理解や意識が希薄になりがちであるため、コンプライアンス通信等での発信や研修等も含め、行政手続について職員の意識向上に努めてほしい。
検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、法律、条例の趣旨に沿った運用を行い、公正の確保、透明性の向上に努めてほしい。

14 広聴制度（要望・苦情への対応）

【目的】 市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望、提案、苦情等に誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努める。

関係条項

（要望、苦情等への対応）

第33条 市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならない。

【主な取組状況】

	市政相談専用電話 (受付件数)	市民の声データベース (登録件数)	陳情（要望書） (受付件数)	施設見学会 (実施回数等)
平成 30 年度	1,626 件	593 件	15 件	11 回／214 名
令和元年度	1,336 件	450 件	5 件	16 回／273 名
令和 2 年度	1,714 件	705 件	7 件	未実施
令和 3 年度	1,946 件	601 件	5 件	未実施
令和 4 年度	1,964 件	597 件	7 件	未実施

制度の取組状況について担当課からの意見

- 寄せられた要望・提案のうち、5 年間で 407 件が市民の声として市政に反映されている。また、要望・提案等を丁寧に聴き、相手の立場を考慮した迅速な対応を行うとともに事務の改善につなげることにより、市政への信頼が高まった。
- 条例において、「要望、提案等の内容が単に事実、手続等に関する問い合わせ、苦情、意見等にすぎないことが明白であると認める場合」等は記録の例外としているが、明確な基準とは言えず、判断が難しい場合もある。記録すべきものはきちんと記録するよう、課内の意思疎通を図り、適切な制度運用に努めたい。
- 「市民の声を聴き」、「市の業務の改善につなげる」、そのため、庁内で情報共有を図り、迅速な対応に努めている。市民が気軽に相談でき、情報収集の入り口となる広聴制度は社会情勢に適合している。
- 市政に対する要望、提案、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を業務改善に反映するなど、自治基本条例の定める「市政への市民参画」、「協働のまちづくり」、「情報の共有」にも適合していることから、本市にふさわしい制度といえる。

- 市民の声を聴き、業務改善につなげる仕組みとして、相談電話、提案箱、窓口等を設置している。
- 寄せられた要望・提案・苦情等について適切に対応し、データベースへの登録要件を満たすものについては、全庁で情報共有を図るとともに、意見の概要及び市の対応を公表している。
- 電話、提案箱、窓口、文書に加えて、陳情など、様々な広聴手段を活用し、意見発言の機会を計画的に提供している。実施結果等については報告のみで評価は行っていない。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	△ ^(※)	○	

(※) → 実施結果について評価をしていない点をもって、「△」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● まるちゃんポスト・市民提案箱等の市民の声を聞く様々な取組があるが、市民に分かりやすく区別できると良い。
検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民からの要望・提案等について、現状では全ての意見に対して回答している。効率化を図るため、同質の意見に対する回答方法等を検討してはどうか。 ● 施策の実施結果について、毎年度施策の見直しをするため、事務事業点検シートを作成し、議会への提出や市ホームページでの公表をしており、一定の評価が行われている。

15 行政オンブズマン制度

【目的】 市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、並びに行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に資する。

関係条項

(行政オンブズマン)

第34条 市長は、市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度として、別に条例で定めるところにより、行政オンブズマンを設置する。

【主な取組状況】

	オンブズマン への問い合わせ	オンブズマン との面談・相談	苦情申立て	自己発意調査
令和4年度	5件	6件	4件	0件
令和3年度	2件	1件	1件	0件
令和2年度	4件	1件	1件	0件
令和元年度	6件	2件	3件	0件
平成30年度	14件	7件	6件	0件

制度の取組状況について担当課からの意見

- 市民からの苦情があれば、行政として真摯に向き合い、行政側に非がある場合は速やかに処置をとっている。法律や制度上の制約から苦情者の意に沿えないことについては理解を求めるが、理解が得られず半ば感情的な部分でオンブズマンに苦情申立てされるケースが多々あり、結果的に市に非違が認められない場合がほとんどである。しかしながら、「苦情者に対して丁寧な説明をすべきであった」との意見をオンブズマンから付されることもあり、そうした点は市としても反省し、改善を行っている。
- 言った、言わないや、事実確認が困難なものもあり、苦情者を納得させる調査結果がでないこともある。また、調査内容や状況によっては長期化するものもあり、担当課に負担がかかる場合もある。
- 制度の運用開始後、経年とともに苦情申立件数は減少傾向にあるが、オンブズマン制度の趣旨・目的から、件数が多くオンブズマン活動が活発であればいいというものでなく、市民にとって第三者による相談窓口・申立制度があることが重要であると考えている。

- 市民のニーズや行政に求められる役割が多様化し、行政に対する苦情も複雑化するなか、公正かつ中立的な立場での市政に対する苦情処理を行う行政オンブズマン制度は、社会情勢に適合している。
- 明石市法令遵守の推進等に関する条例で定められた「人格が高潔で社会的信望が有り、かつ、地方行政に関し優れた識見を有する」行政オンブズマンにより、公正かつ中立的な立場での市政に対する苦情処理が図られている。また、自治基本条例に定められた「市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度」としての仕組みに適合していることから、本市にふさわしい制度といえる。
- 市政に対し、第三者視点で公正・中立的な判断を行う機関として機能している。また、毎年、その活動について活動報告を作成し公表している。
- 苦情申立に基づき対応するため、申立てがなければ活動がなく、計画的な実施とはいえない。実施結果については、総務常任委員会において報告している。

検証結果

【検証 1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証 3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと	— ^(※)	○	

(※) → 本制度が、年次計画というものには馴染まないため、「—」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価は結果に対して行うだけではない。自分たちが工夫して取り組んだ過程に対しての自己評価もできる。 ● 毎年の総務常任委員会での活動状況の報告をはじめ、事務事業点検シートを作成し、議会への提出や市ホームページでの公表をしており、一定の評価が行われている。
-------------	---

16 法令遵守及び公益通報制度

【目的】 職員の不祥事の発生を防止し、広く市政に対する市民の信頼を確保すること。

関係条項

(法令遵守及び公益通報)

第35条 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。

2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思ったときは、通報するものとする。

3 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

【主な取組状況】

➤ 法令遵守について

「コンプライアンス施策体系」に基づく未然防止のための取組として、(1)職員研修の実施、(2)法的根拠に基づく業務執行、(3)リスクの把握・対応策の検討、そして(4)各部署への情報提供という4つの項目について実施している。

➤ 公益通報について

職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員2名を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施し、報告を受けている。

制度の取組状況について担当課からの意見

- 法令遵守について、H25年度から開始した全職員を対象とした階層別・職場別研修はH30年度に完了した。現在は新規採用職員を中心に継続して研修を実施し、庁内通信の発行等により周知の徹底を図っている。また、アンケートを実施し随時内容を見直している。
- 公益通報について、H29年度通報案件では、緊急対策検討チームにより、再発防止として明石市職員倫理指針及び職場環境づくりガイドラインが検討され、H31年1月に施行された。これらは現在コンプライアンス推進業務の軸となっている。
- 円滑な市政運用には市民からの信頼が不可欠である。市民からの信頼獲得に資するよう、今後も法令遵守及び公益通報の制度を整備・運用していく。
- 信用失墜となる不祥事は未然に防止されなければならない、そのためには職員のコンプライアンス意識の徹底が必要であり、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。また、不祥事に対処するため内部公益通報の制度を運用し、外部の弁護士である公益監察員により適切な調査がなされ、是正・再発防止策を講じ対応している。
- リスク評価では、各部署から約400件のリスク・対応策の検討がなされ、その中で発生可能性や影響度の高いものについて庁内通信により紹介し、全庁的なリスク管理に繋げている。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— ^(※)	— ^(※)	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

(※) → 法令遵守や内部公益通報の制度は市の組織や職員を対象とする内部的取組であって、参画と協働の原則には馴染まないため、「—」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンス向上のため、問題事案発生を未然に防ぐとともに、事案が発生した際には、迅速且つ的確な対応ができるよう周知徹底をしてほしい。
検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場で想定されるリスクを予測し、リスクに応じた対応を適宜実施してほしい。

17 危機管理制度

【目的】 市民の安全と安心を確保するため、施設やイベントの安全管理や地域防犯力の強化に取り組むとともに、災害や武力攻撃等の緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図る。

関係条項

(危機管理)

第 36 条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切にリスク管理（危険を予測し、その対策を講ずることをいう。）を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。

【主な取組状況】

➤ 安全管理

平成 13 年に大蔵海岸で発生した「明石市民夏まつり事故」「大蔵海岸砂浜陥没事故」から 21 年が経過し、事故後の入庁者が半数を超える状況にあることから、引き続き「市民安全の日（7 月 21 日）」の取組として新規採用職員を対象に事故の再発防止と安全・安心に対する意識を高める研修を実施するとともに、市の安全への取組紹介や防犯・防災の啓発を行うパネル展を行ったほか、市が管理する施設について年 2 回の一斉点検や、市が主催・共催する全イベントの安全対策について事前協議、事後の検証を実施した。

➤ 国民保護

頻発する北朝鮮のミサイルへの対応のため、国民保護計画に基づく職員参集基準等の見直しを図った。

➤ 防犯施策

明石警察署や明石防犯協会等と情報共有・連携強化を図りながら、地域防犯力の強化に取り組んでいるほか、駅前広場や駅自由通路、地下道、比較的規模の大きな公園、駐輪場等に防犯カメラを設置し運用している。

➤ 不当要求行為や危機事案発生時の対処

管理職や窓口業務担当職員等を対象に実践的な内容を含めた研修を実施した。

➤ **災害対策、水防・水難救助**

安全・安心のまちづくりを推進するため、明石市地域防災計画及び水防計画の一部修正を行い、避難所における備蓄物資の充実に努めたほか、総合防災訓練や水防訓練等を通じて協定締結機関との連携強化に努めた。

地域への出前講座や防災訓練支援、ハザードマップの全戸配付、ジェンダー・障害者・子ども等を含めた多様な視点に立った避難所運営体験により、地域防災力の向上と防災意識の啓発を図った。

➤ **新型インフルエンザ等の新興感染症対策**

平成17年に明石市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、平成21年の新型インフルエンザの発生や平成30年の保健所設置市への移行を受け、適宜改正を行うとともに、訓練等を実施し、マスクや消毒液、防護服等の備蓄を行うなど、発生に備えてきた。令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に対しては、保健所を中心に、医療機関と連携し、相談、検査、予防接種等、医療体制を充実・強化しながら、流行と収束を繰り返し、感染を拡大してきた新型コロナウイルスへの対応を行ってきた。

制度の取組状況について担当課からの意見

- 平成13年に大蔵海岸で発生した二つの事故を教訓に、安全管理に関する職員研修や年2回の市管理施設の一斉点検、市主催・共催イベントの安全対策についての検証等を継続していることにより、重大な事故は発生していない。一方で、大蔵海岸で発生した二つの事故から20年以上が経過し、事故後に入庁した職員が全職員の半数以上になることから、事故の教訓や再発防止に対する意識が風化することのないよう、安全・安心文化の継承を引き続き行っていく必要がある。
- 平成19年3月に明石市国民保護計画を策定し、平成23年10月、平成29年6月、令和3年9月に、国、県の計画等の変更、関係機関の名称変更及び人口分布、気候等を踏まえた改定を行い、有事に備えている。
- 災害対策においては、ハザードマップの全戸配布や、地域での出前講座、防災訓練支援により、市民の防災意識啓発を行っているほか、総合防災訓練や水防訓練により市の災害対応力の向上を図っている。近年各地で被害が発生している風水害や、本市でも被害が想定される南海トラフ巨大地震に備え、引き続き市の体制整備や地域への防災意識啓発に努めていく必要がある。
- 市内の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあったが、令和4年は20年ぶりに増加している。関係機関・関係部署との連携、広報媒体および地域に出向いての防犯啓発等、多方面からのアプローチにより地域防犯力の強化に努めている。
- 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、保健所を中心に全庁体制で対応にあたり、市民の生命と健康を守るためあらゆる対策を行った。新型インフルエンザ等対策行動計画については、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、国県の計画変更に合わせて市計画の改定を行う。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	○	○	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

庁内検証会議からの主な意見

検証1	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲリラ豪雨や線状降水帯による災害が増える中、幅広い世代に、確実に、情報を伝達することが重要となる。防災ネットあかしのアプリの周知をこれからも積極的に行うとともに、テレビやラジオ等の多様な媒体での情報伝達に努めてほしい。
検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市民夏まつり事故、大蔵海岸砂浜陥没事故から21年が経過し、当時を知らない職員が半数以上になっている。安全に対する意識を高めることは、市職員として大切なことであるため、研修等の啓発も検討してほしい。
検証3	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別避難計画を複数の自治会が作成しているが、地域の各種団体や庁内各部署との連携・協働をより一層進めて作成してほしい。 ● まだまだすべての地域・世代で自助・共助の考え方が浸透しているとは言い難い。防災訓練や出前講座等を通じて、防災意識の向上を図ってほしい。

18 行政連携制度

【目的】 共通する行政課題や広域的な行政課題の解決による市民サービスの向上を図ること。

関係条項

(国及び他の地方公共団体との関係)

第 37 条 市長等は、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

【主な取組状況】

1. 新たに開始した取組

- ① 新たな水源の確保に向けた阪神水道企業団への加入【一部事務組合】
R4 受水申し入れ、R5 企業団への加入議決(市議会)、R7 企業団へ加入、新規受水開始
- ② 水上オートバイの利用による遊泳者等への危険行為への対応
R3.7~8 危険行為発覚、R3.9~官民連携会議の開催、国・県・市合同パトロール等取組
R4.3 市条例制定、R4.7 県条例改正(罰則強化)
- ③ 物品等の共同購入
R5.4~太陽光発電設備、家庭用蓄電池の共同購入
県の「市町連携の推進に関するワーキング」で更なる共同購入を検討
- ④ パートナーシップ制度に係る連携協定締結
R3.12 徳島県徳島市:制度利用者の負担軽減
R4.2 岡山県総社市:制度の普及啓発

2. 属性や地域性に基づく取組(継続)

- ⑤ 属性に基づく連携・取組：県市長会(県内 29 市)、中核市市長会(全国 62 市)など
- ⑥ 地域性に基づく連携・取組：神戸隣接市・町懇話会(8 市町)、
東播磨流域文化協議会(県・13 市町)、播磨広域連携協議会(21 市町)など

制度の取組状況について担当課からの意見

- 各市町が行政連携し、共通の事務を共同で処理することにより、人的面や財政面等において、効率的・効果的な市民サービスの提供につながる。一方で、各市町の状況が異なるため、課題認識の程度に差があり、連絡調整に相当程度の時間や労力を要し、迅速な意思決定が難しくなることから、行政課題の内容に応じた連携手法を選択する必要がある。
- 市単独では解決できない課題や、市の権限が及ばない課題については、権限を持つ国や県など関係機関や他の自治体と連携するなど、行政課題の内容に応じて、その推進体制やスピード感等を踏まえた上で、最も適した方法を選択しており、適時適切に連携を進めていると認識している。

検証結果

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証2】 本市にふさわしい制度か

自己検証	横断的検証	市民検証
○	○	

【検証3】 制度が市政運営の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	— ^(※)	— ^(※)	
2 公正で透明であること	○	○	
3 効果的で効率的であること	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	○	○	

(※) → 制度として市民の協働と参画を想定していないため、「—」と評価した。

庁内検証会議からの主な意見

検証1	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政連携は成果が見えづらいが、先進事例の紹介等を通じた連携は、ここ最近で増えてきている。デジタル化が進み、距離の制約が無くなったため、近隣市町のような固定的な枠組みでの連携ではなく、遠方であっても、先進事例があれば適宜連携できるように変わってきている。
検証2	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内各課にも近隣市町と連携した協議会等がある。連携の必要性や有用性を検討し、市町との関係性を崩すことなく、発展的な見直しを行っていくことも必要である。

03 參考資料

1 明石市自治基本条例庁内検証会議 委員名簿

【構成】 ※自治基本条例の各制度に関わる室次長級職員 13 名で構成

職 務	所属・役職等	氏 名
座 長	総務局総務管理室長	勝見 圭吾
副座長	政策局企画・調整室長	丸山 明則
委 員	総務局総合安全対策部長兼室長	上田 貴弘
委 員	政策局シティセールス推進室長	藤田 幸子
委 員	政策局市民相談室長	能登 啓元
委 員	総務局財務室長	松永 聡平
委 員	市民生活局市民協働推進室長	吉野 恭子
委 員	福祉局地域共生社会室長	堂上 俊喜
委 員	こども局次長	鈴木 健一
委 員	都市局都市整備室長	門田 康彦
委 員	水道局次長	橋本 雄二
委 員	教育委員会教育企画室長	田辺 明博
委 員	消防局次長	大西 秀師



2 明石市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自治の主体

第1節 市民（第5条—第7条）

第2節 市議会（第8条・第9条）

第3節 市長等及び職員（第10条・第11条）

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画（第12条—第15条）

第2節 協働のまちづくり（第16条—第20条）

第3節 情報の共有（第21条—第24条）

第4章 市政運営（第25条—第36条）

第5章 国及び他の地方公共団体との関係（第37条）

第6章 条例の検証及び見直し（第38条）

附則

遠く万葉の昔から歌人たちに愛され、源氏物語の舞台として登場するわたしたちのまち。明石城に登れば、明るい瀬戸内の海に淡路島が迫り、明石海峡大橋を望む、海の幸にも恵まれた“ゆほびか”な風土。近代化の幕開けとともに日本標準時のまちにも定められました。これらはすべて、わたしたちのほこりです。

この明石のまちを、いつまでも暮らし続けたい、もっとほこらしいまちにしたいと願って、わたしたちは明石市自治基本条例を定めることにしました。

もちろん、これまでも、暮らしていてよかったと思える、安全で安心に暮らせる豊かなまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、自然をいつくしむ優しさにあふれたまちを目指してきました。全国に先駆けて「コミュニティ都市」宣言をし、コミュニティづくりにも力を注いできた先人の努力をわたしたちは知っています。しかし、こうしたまちづくりの取組をさらに深化させ、質を高めるためには、市長・市役所や市議会などだけでなく、場合によってはわたしたち市民がもっと積極的に役割を分担し、かかわっていくことも必要になってきています。

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていかなければならないのは、わたしたち市民だという意識です。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。わたしたちがこうあってほしいと望むまちに、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「市政運営の実現」という、明石のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「明石の自治」の指針となるものです。

この条例が、豊かで優しさにあふれた、これからもほこりに思えるまち明石を築く大きな一歩となることを望みます。

（注） 「ゆほびか」とは、ゆったり豊かなさまをあらわす日本の古語で、「源氏物語」にも登場しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。
- (4) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。
- (5) 参画 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことをいう。
- (6) 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

2 市は、この条例に定める内容のっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例、規則等又は政策の体系化を図るものとする。

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。

- (1) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。
- (2) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。
- (3) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。

第2章 自治の主体

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有する。

3 市民は、市民同士や市と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

4 市民は、市政に参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

(市民の役割)

第6条 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりに関して互いの意見及び行動を尊重し合う

ものとする。

(事業者等の権利及び役割)

第7条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割、責務等)

第8条 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保するものとする。

2 市議会は、市民ニーズ及び地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言を行うものとする。

3 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めなければならない。

2 市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。

3 市議会議員は、政策立案能力の向上に努め、政策提案、市政調査等の権限を積極的に活用するものとする。

第3節 市長等及び職員

(市長等の責務)

第10条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行わなければならない。

2 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告しなければならない。

3 市長等は、市民のニーズを的確に判断し、職務の執行に当たって説明責任を果たさなければならない。

4 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画

(市政への市民参画における市長等の責務)

第12条 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障する。

2 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めるものと

する。

(市民参画の手法)

第13条 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いるものとする。

2 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表するものとする。

(住民投票)

第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。

2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(条例に基づく市民参画の推進)

第15条 市民参画の手法、手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

第2節 協働のまちづくり

(協働のまちづくりにおける市長等の責務)

第16条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。

3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

(地域コミュニティ)

第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(以下「協働のまちづくり推進組織」という。)を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。

2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

(協働のまちづくり推進組織)

第18条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。

3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

(協働のまちづくりの拠点)

第19条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。

(条例に基づく協働のまちづくりの推進)

第20条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。

第3節 情報の共有

(情報の共有における市長等の責務)

第21条 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方

法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 22 条 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護しなければならない。

(市民から市長等への情報提供)

第 23 条 市民は、市長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は地域での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。

(市民同士の情報の共有)

第 24 条 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとする。

2 市民活動を行う者又は団体は、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めるものとする。

第 4 章 市政運営

(基本原則)

第 25 条 市長等は、次に掲げる事項を基本原則として、市政を運営するものとする。

- (1) 参画と協働に基づくこと。
- (2) 公正で透明であること。
- (3) 効果的で効率的であること。
- (4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと。

(総合計画等)

第 26 条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。

2 市長は、市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定めるものとする。

3 市長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等をできる限り数値で示すものとする。

4 市長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、適切な進行管理を行い、検証及び評価をし、必要に応じ見直しを行うものとする。

5 予算編成等の財政運営、評価、行政改革、組織編成等は、総合計画等と調整を図りながら行われなければならない。

(財政)

第 27 条 市長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。

2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(政策法務)

第 28 条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。

2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用していかなければならない。

(評価)

第 29 条 市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めなければならない。

3 評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(行政改革)

第 30 条 市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。

2 市長等は、質の高い、効果的で効率的な市民サービスを行うため、行政改革の推進に取り組まなければならない。

(組織)

第 31 条 市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。

(行政手続)

第 32 条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第 33 条 市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならない。

(行政オンブズマン)

第 34 条 市長は、市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度として、別に条例で定めるところにより、行政オンブズマンを設置する。

(法令遵守及び公益通報)

第 35 条 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。

2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思ったときは、通報するものとする。

3 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

(危機管理)

第 36 条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切にリスク管理（危険を予測し、その対策を講ずることをいう。）を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

第37条 市長等は、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

第6章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

【参 考】



明石市自治基本条例庁内検証会議

令和6年5月 明石市総務局総務管理室総務課法務担当

〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1

TEL 078-918-5041

FAX 078-918-5103

E-mail houmu@city.akashi.lg.jp